

令和8年度月別随意契約一覧(令和8年4月分)

仙北市契約検査室

No	契約件名	契約先	契約金額(円)	契約日	担当課	契約理由
1	仙北市生活応援商品券加盟店 管理・換金業務委託	仙北市商工会	341,559,965	令和8年4月1日	総務課	本業務は、商品券の印刷、取扱加盟店の募集・登録等の加盟店管理、店舗掲示用ポスターの配付・掲示依頼、並びに加盟店からの請求受付・確認・精算等の換金業務を一体的に実施するものである。 事業開始までに短期間で多数店舗へ周知・調整を行い、開始後は換金処理を滞りなく行う必要があるため、地域事業者との信頼関係と連絡体制、運用の確実性が不可欠である。 加えて、当該事業は昨年度から今年度に向け、同様の事業を実施しており、同水準の確実性と即応性を担保する必要があることから、価格競争による受託者選定は適当ではなく、競争入札に付することが適さないため随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号)
2	文書管理システム・電子決裁 システム導入業務委託	(株)アイシーエス	12,116,500	令和8年4月20日	総務課	本業務は、現在稼働している内部情報システムを改修し、文書管理システム及び電子決裁システムを導入するための業務委託である。 業者の選定方法については、導入済みの財務会計システム・庶務管理システムを電子決裁化すること及び、同一パッケージ内の文書管理システムを導入することを目的としており、また、当該システムの権利帰属が開発元にあり、第三者へ開示してはならないこととされていることから、性質又は目的が競争入札に適しないと判断されるため「株式会社アイシーエス」との1者による随意契約としたい。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
3	仙北市基幹系業務システム 保守業務委託	(株)日立システムズ 北東北支店	33,917,400	令和8年4月1日	総合情報 センター	仙北市で導入している基幹系システムのSEサポートや保守を実施する業務委託である。 このシステムは業者独自開発のシステムであり、開発元である業者以外では運用保守について請け負うことができないため、随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)

令和8年度月別随意契約一覧(令和8年4月分)

仙北市契約検査室

No	契約件名	契約先	契約金額(円)	契約日	担当課	契約理由
4	仙北市基幹系業務システム ソフトウェア利用許諾	(株)日立システムズ 北東北支店	50,911,080	令和8年4月1日	総合情報 センター	仙北市で導入している基幹系システムは業者独自開発のシステムであり、そのソフトウェア利用許諾も開発元である業者以外では請け負うことができないため、随意契約とする。(施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
5	仙北市情報通信ネットワーク システム保守業務委託	NTT東日本(株) 秋田支店	9,537,000	令和8年4月1日	総合情報 センター	仙北市で導入しているネットワークシステムの定期点検や保守を実施する業務委託である。 現在のネットワークは合併時と比べて極端に複雑化しており、コアとなる装置で制御されるシステムとなっている。この最も重要になるコアの部分を含め、現業者が構築したものであり他の業者では保守を請け負うことができないため、随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
6	仙北市財務会計等システム 保守業務委託	(株)アイシーエス	10,387,740	令和8年4月1日	総合情報 センター	仙北市で導入している財務会計等システムの運用維持保守を実施する業務委託である。 このシステムは業者独自開発のシステムであり、開発元である業者以外では運用保守(ソフトウェア許諾や維持保守)について請け負うことができないため、随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
7	ガバメントクラウドネットワーク保 守業務委託	(株)日立システムズ 北東北支店	6,441,600	令和8年4月1日	総合情報 センター	「デジタル社会実現に向けた重点計画」に明示されている「地方公共団体の基幹業務システムの標準化」について、移行後のデータ運用として義務付けられているガバメントクラウドネットワークの運用保守を実施する業務委託である。 標準化対応となった基幹系システムは業者独自開発のシステムであり、開発元である業者以外ではネットワークの運用保守について請け負うことができないため、随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)

令和8年度月別随意契約一覧(令和8年4月分)

仙北市契約検査室

No	契約件名	契約先	契約金額(円)	契約日	担当課	契約理由
8	戸籍電算システム 保守業務委託	(株)日立システムズ 北東北支店	15,577,320	令和8年4月1日	国保市民課	本業務は、戸籍電算システムのソフトウェア保守や運用維持管理が主な業務であるが、ソフトウェア使用許諾等システムの特殊性などから、開発元である業者以外では運用保守不可能であるため、随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
9	特定健康診査業務委託	(公財)秋田県総合保健 事業団	8,971,765	令和8年4月1日	国保市民課	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する 特定健康診査 を実施するにあたり、厚生労働省「特定健康診査の実施に関する基準」に基づく集団健康診査を行う業者が、秋田県総合保健事業団のみであるため、一者による随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
10	後期高齢者健康診査業務委託	(公財)秋田県総合保健 事業団	7,782,500	令和8年4月1日	国保市民課	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する後期高齢者への健康診査を実施するにあたり、厚生労働省「特定健康診査の実施に関する基準」に基づく集団健康診査を行う業者が、秋田県総合保健事業団のみであるため、一者による随意契約とする。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
11	診療報酬の審査支払事務委託	秋田県国民健康保険 団体連合会	5,939,334	令和8年4月1日	国保市民課	公法人である秋田県国民健康保険団体連合会との契約であり、単価は秋田県国民健康保険団体連合会通常総会において議決済みであるため。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)

令和8年度月別随意契約一覧(令和8年4月分)

仙北市契約検査室

No	契約件名	契約先	契約金額(円)	契約日	担当課	契約理由
12	仙北市障害者等相談支援事業委託	(福)秋田ふくしハートネット	7,197,576	令和8年4月1日	福祉政策課	社会福祉法人秋田ふくしハートネットが開設する指定相談支援事業所愛仙(以下、「当該業者」という。)は障害福祉サービスまたは障害児通所サービス利用に係る計画作成業務を相談支援専門員3人で行っており、仙北市内障害児者約260人の計画を作成している。 相談件数は年々減少傾向(R5・1,838件、R6・1,576件、R7・1,183件)ではあるが、平成24年度から質の高い相談支援業務を継続して行っていることから、障害児者及びその保護者からの高い信頼と市民から相談機関としての認知度が高いことが分かる。 なお、仙北市障害者等相談支援事業実施規則第5条第1項により委託可能業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援事業者となっており、当該業者は本市で唯一の指定相談支援事業者である。(施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
13	仙北市生活困窮者自立相談支援事業委託	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会	5,720,376	令和8年4月1日	福祉政策課	社会福祉法人仙北市社会福祉協議会は、本市において生活困窮者の支援及び各種社会福祉事業の実施実績がある、本業務を委託できる唯一の法人であるため一者随意契約としたい。 (本事業は、平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法で自治体の必須事業と定められているものである。 実施にあたっては、自立相談支援機関を設置し、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を配置して、関連する業務を行うこととなる。) (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)

令和8年度月別随意契約一覧(令和8年4月分)

仙北市契約検査室

No	契約件名	契約先	契約金額(円)	契約日	担当課	契約理由
14	検診検査等業務委託	(財)秋田県総合保健事業団	20,742,139	令和8年4月1日	保健課	市民のがん患者等の早期発見及び受診率向上を目的に特定健康診査等と同時に各種検診(各種がん検診、肝炎ウイルス等の検診)を実施するものである。実施するにあたっては、特定健康診査等と同時に実施可能であることが市民の利便性において必須であり、1日等の短期間であれば他の者でも対応できるが、全市民を対象にした長期の健(検)診日程に対応できるのは、秋田県総合保健事業団のみである。(施行令第167条の2第1項第2号による)
15	秋田県小中学校等統合型校務支援システムサービス	東日本電信電話(株)秋田支店	9,576,600	令和8年4月1日	学校教育課	令和5年度、小・中学校等における次世代の統合型校務支援システムの共同調達・共同利用を行うため、秋田県教育委員会及び秋田県下全ての市町村教育委員会並びに秋田大学を構成員とする「秋田県教育情報化推進協議会」において合意の上、企画提案競技方式により東日本電信電話株式会社秋田支店をシステム構築業務受託者に選定した。 教職員がひとりひとりの児童生徒に向き合う時間を確保するとともに、介護や子育て中の教職員等の働き方を柔軟化し、負担を軽減するためにはこの県域共通である秋田県小中学校等統合型校務支援システムを利用する必要があることから、当該システムのサービス提供者である東日本電信電話株式会社秋田支店と随意契約するものである。(施行令第167条の2第1項第2号の規定による)

令和8年度月別随意契約一覧(令和8年4月分)

仙北市契約検査室

No	契約件名	契約先	契約金額(円)	契約日	担当課	契約理由
16	仙北市立角館小学校 スクールバス運行業務委託	ロイヤル交通(株)	10,279,269	令和8年4月1日	学校教育課	本業務は西長野地区在住の児童を角館小学校へ送迎するための業務である。業務を実施するにあたっては、道路運送法に基づいた特定旅客自動車運送事業の許可が必要であり、仙北市内で許可を受けた事業者がロイヤル交通のみであることから、ロイヤル交通との随意契約としたい。 (施行令第167条の2第1項第2号の規定による)